

## 第2節 防衛生産・技術基盤と装備品等の取得について

防衛力が十分に機能を発揮するためには、前節で述べた組織と「人的基盤」だけでなく、各種装備品とこれを支える防衛生産・技術基盤などの「物的基盤」をはじめ、効率的な防衛力整備に密接に関連する装備品などの取得をめぐる枠

組の不断の見直しが重要である。

本節では、こうした「物的基盤」の充実・強化にかかわる取組などについて説明する。

### 1 防衛生産・技術基盤について

#### 1 防衛生産・技術基盤の重要性

防衛生産・技術基盤とは、防衛省・自衛隊の活動に必要な装備品などを開発・製造(購入)・運用・維持・整備・改造・改修するための人的、物的、技術的基盤である。国内に防衛生産・技術基盤を保持することによって、わが国を取り巻く安全保障環境や国土の特性などに適合した運用構想および要求性能を満たす装備品の取得が可能となるほか、装備品を短期間で効果的・効率的に維持・整備できるなど、安全保障の主体性を確保しながら、潜在的な防衛力としての抑止効果を発揮することが可能となる。また、こうした基盤は、海外から装備品を調達する場合や国際共同開発・生産へ参加する際に、相手国との交渉力を確保し、わが国に有利な条件で装備品やその関連技術を取得できるといった意義も有している。

防衛生産・技術基盤は防衛省・自衛隊の防衛力整備や活動になくてはならないものであるが、装備品が高性能化・複雑化する中、動的防衛力を支える即応性、機動性、柔軟性、持続性および多目的性にかかる要求が高まれば高まるほど、多くの面で防衛生産・技術基盤への依存度は増していくことが予想される。したがって、わが国の防衛生産・技術基盤を将来にわたり如何に維持・育成・高度化させていくかということは、きわめて重要な政策課題である。

参照 資料75

#### 2 防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化に向けた取組

後述する防衛生産・技術基盤の現状やその重要性を踏まえ、防衛省では、10(平成22)年9月に報告書「取得改革の今後の方向性」をとりまとめ、安全保障上の重要性や国内産業の競争力強化の観点から、国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤を特定し、その分野の維持・育成に力を傾注させる「選択と集中」が必要であるという考え方を示した。

また、22大綱および23中期防においても、安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛生産・技術基盤に関する戦略(以下「戦略」)を策定することが示された。

このような中、防衛省では、10(同22)年11月に学識経験者や防衛関連団体代表者などを構成員とする「防衛生産・技術基盤研究会」<sup>1</sup>を開催し、戦略の方向性について検討を開始した。



「防衛生産・技術基盤研究会最終報告」を受け取る森本防衛大臣  
(12(平成24)年6月)

1 「防衛生産・技術基盤研究会」の概要は、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan/gaiyo.html>>を参照

## (1)防衛生産・技術基盤戦略の検討について

防衛生産・技術基盤研究会は、戦略策定の参考として、12(同24)年6月にこれまでの議論の成果を「防衛生産・技術基盤研究会最終報告」として取りまとめ、防衛省に対して提言を行った。その概要は次のとおり。

### ア わが国の防衛生産・技術基盤の現状と課題

わが国には工廠(国营武器工場)がないため、防衛生産・技術基盤の機能・役割のほとんどは防衛産業によって担われているのが実態である。防衛産業に従事する防衛関係企業の多くは、防衛関係費の増減によって経営が大きく左右されるリスクを回避するため、いわゆる「防衛専門メーカー」になることなく、企業内の民生事業と経営資源の融通をはかりながら防衛事業を維持してきた。しかし、08(同20)年秋のリーマンショックを契機とした世界同時不

況や歴史的円高が進展する中、防衛事業を支える民生事業の置かれた状況は厳しく、これまでのように民需に依存する形で防衛事業を維持していくには困難な状況が生じている。

また、厳しい財政事情のもと、防衛関係費が漸減傾向にある中で、平成17年度以降主要な装備品の購入にかかる経費と整備維持に必要な経費の逆転現象が生じているため、「製造」を事業の基本とする防衛産業の事業性は低下していく傾向にある。さらには、わが国の防衛産業の現状はマーケットメカニズムが必ずしも十分に機能しない環境にあり、市場原理に委ねているだけでは、効果的・効率的な基盤が育成されることは期待し得ない。

このような状況に加え、高性能化・複雑化が進む先端装備品の分野では、同盟国・友好国の高い技術を活用しつつ、開発・生産コストを抑制する国際共同開発・生産が大



## コラム

### 防衛産業からの声

VOICE

解説

Q&A

一般社団法人 日本造船工業会 艦艇部会

造船所は、官給品メーカーや下請け企業の協力を得ながら、艦艇の建造、就役後の点検・整備・修理などを手付け、海上自衛隊の艦艇の運用を支えています。

商船の建造・修理のための設備、技術、人材を土台として、その上に永年かけて蓄積した艦艇特有の技術(武器装など)やノウハウを活用して艦艇事業を運営しています。

新造商船は、大半が海外向けですが、円高に加え、世界的な建造需要の低迷と、韓国および中国の建造能力拡大が重なり、深刻な供給過剰状態が継続中で、現在事業環境は極めて厳しい状況にあります。

船舶事業全体の7割以上の売上を占める商船事業が好転しなければ、その土台の上に展開している艦艇事業への影響も深刻で、最悪の場合、艦艇修理すら困難となるかもしれません。

継続的な仕事量の確保が艦艇造修基盤の維持には必須である一方、昨今では、船舶事業全体の国際競争力強化のため、設計・開発能力の強化や、生産体制の最適化も強く認識され、企業連携や事業統合を図る動きが造船所各社にもでています。



日本造船工業会会員のユニバーサル造船(株)京浜事業所

きな流れとなっていることを踏まえれば、資金面でも、技術力の面でもわが国一国ですべての防衛生産・技術基盤を将来にわたり維持していくことは困難な状況にあるといわざるを得ない。

したがって、安定的かつ中長期的な防衛力の維持・整備を実現し、防衛省・自衛隊の活動を支えるために必要な防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化を図っていくためには、国際共同開発・生産を視野に入れつつ、①国内に真に保持すべき防衛生産・技術基盤を見極め、②その維持・育成・高度化を図る対策を講じていくことが喫緊の課題となっている。

ただし、わが国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境を考えた場合、次の点は「与えられた条件」として認識せざるを得ない。

- 財政面：厳しさを増す財政事情の中、防衛関係費の大幅な増額を見込むことは困難。
- マクロ経済面：ものづくり産業の苦境が続く限り、民生事業に頼った形で防衛事業を経営することは困難。また、グローバル化が進む中、企業全体としても防衛事業としてもこれまで以上に国際競争力を付けていくことは必須。
- 市場面：防衛産業は規制によって縛られており、経済合理性に従った判断ができない環境に置かれていることが明らかであり、企業努力には限界。また、他の先進諸国が採用している武器輸出促進政策をとることは困難。
- 技術面：高性能化・複雑化する装備品などを一国で開発・生産することはより困難となる傾向。また、ライセンス生産については、従来のように認められないまたは認められる割合が少なくなる傾向。

## イ 防衛生産・技術基盤戦略の方向性

以上を踏まえると、わが国は「産業の質的な向上を目指す施策」、「資源の最適配分を実現する産業構造を目指す施策」およびわが国の安全保障に資する一定の範囲内における「国内外の需要拡大を通じた産業支援の施策」の組合せを中心に防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化を図ることが妥当であり、防衛生産・技術基盤戦略はそれに関連する取組を包含するものとすべきである。その際、核となる取組は次のとおり。

### ① わが国に保持すべき防衛生産・技術基盤

安定的かつ中長期的な防衛力の維持・整備を実現するためには、次の考えに従い、わが国に保持すべき防衛生産・技術基盤(以下「重要分野」)を選定することが妥当である。

#### ○ 国の資源の選択と集中

戦略によって、「重要分野」を選定し、その分野の維持・育成・高度化に注力して、選択と集中を実現することにより安定的かつ中長期的な防衛力の維持・整備を確実なものとする。

#### ○ 防衛関係企業の経営資源の選択と集中

戦略は、防衛産業が、経営上の予見可能性を高め、その収益リスクを抑制し、長期的な視点から設備投資、研究開発、人材育成に取り組むための指針足りうるものとする。

#### ○ わが国と安全保障上協力関係にある国との装備品などの協力

戦略において国際共同開発・生産の可能性がある分野を示すことにより、わが国が自国の安全保障に資する国際共同開発・生産に効率よく参加していく環境を整えるものとする。

#### ○ 重要分野における分類

その上で、「重要分野」に選定されたものについては、わが国の独自技術を使用し国内で製造すべき(またはせざるを得ない)という意味での「純国産」対象分野と、諸外国と協力しながら研究、開発、製造するという選択肢も取り得るという意味での「国際共同開発・生産」あるいは「ライセンス国産」の可能性がある分野に整理していくことが妥当である。



わが国の独自技術を使用している純国産の10式戦車

② 防衛産業組織

わが国の防衛産業各分野において、どのような産業組織が効果的かを考えることは重要である。その際、事業連携、部門統合等の産業組織連携・再編(アライアンス)は有効な手段である。

③ 防衛技術

装備品などの要素技術に着目すれば、民生品技術との間でデュアルユース化、ボーダレス化が確実に進展しているため、中長期的な視点に立った技術研究を行っていくことに加え、デュアルユース化やボーダレス化が進む技術動向を把握し、防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化と両用技術や汎用技術の関係を整理していくことが重要である。

④ 国際共同開発・生産

重要分野のうち国際共同開発・生産の対象とする可能性のあるものを示すことに加え、技術的メリット、コスト面のメリットなど国際共同開発・生産への参加を検討する場合の防衛省としての考え方を記載することが望ましい。

⑤ 政府として取るべき施策

○ 防衛省が実施すべき施策

投入された資源に対して最大の効果・成果をもたらすためには、競争環境の構築や調達(契約)手法の改善があげられる。特に、国の安全保障政策と防衛産業がWin-Winの関係になれるような契約に関する制度や調達制度の改善など装備品取得の効率化を図る手段を追求するべきである。

○ 必要な規制・制約

防衛産業である以上、踏まえなくてはならない制約や、必要な規制も存在する。これらについても戦略内で明示することで、わが国の防衛生産・技術基盤が踏まえるべき「与えられた条件」を確認していくべきである。

ただし、わが国の防衛生産・技術基盤の現状を踏まえれば、重要分野の明確化や産業組織のあり方の検討に加え、制約や規制について産業界の創意工夫・効率化を更に引き出すことや、国際共同開発・生産への国としての積極的コミットメントを示すことなど、状況に応じて、「戦略」において規則や制約について新たな



防衛省に納入されたF-2最終号機

考え方を打ち出すことが必要となる場合もあり得る。

○ 関係省庁および産学官の連携

関係者の最適な資源配分や、その成果としての生産性向上につなげる手段として、省庁間や産官学の連携を推進していくことも重要である。

(2) 航空機の生産・技術基盤の維持・育成に向けた取組

ア 戦闘機の生産・技術基盤

自衛隊の主力装備品の一つである戦闘機については、F-2戦闘機の最終号機が11(同23)年9月27日に防衛省に納入され、これ以降は、わが国における戦闘機の生産は、当面の間途絶えることとなった。これまで、継続的な戦闘機の生産、研究開発、戦闘機を運用するために必要な整備や修理により、国内の生産・技術基盤が維持向上され、戦闘機を運用する際に必要不可欠である「高い可動率の維持」、「わが国の運用に適した能力向上等」、「安全性の確保」という三つの要素を確保してきた。このたびの戦闘機の生産中断は、整備・修理などの運用支援能力の低下や、将来の戦闘機に関する研究開発に必要となる技術水準の維持向上が困難になるといった影響を及ぼすおそれがある。

このような生産の空白期間がいかなる影響を与えるのかについては、有識者を含め官民で整理することを目的とした「戦闘機の生産技術基盤の在り方に関する懇談会」において、09(同21)年12月に中間とりまとめ<sup>2</sup>として、戦闘機の

2 「戦闘機の生産技術基盤の在り方に関する懇談会」中間とりまとめは、  
<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/sentouki/houkoku/houkoku.html> を参照



民間転用のための技術資料等の開示請求のあったUS-2救難飛行艇



民間転用のための技術資料等の開示請求のあったC-2輸送機

生産技術基盤の将来に向けて、今後取り組むべき課題を3点示した。

- 「高い可動率の維持」、「わが国の運用に適した能力向上等」、「安全性の確保」という三つの要素に不可欠な基盤は国内に維持するという観点から、今後、戦闘機の運用上国内に維持しなければならない基盤を精査する。
- 将来の戦闘機に関する研究開発について、中長期的視点に立ったビジョンを策定する。
- 戦闘機の生産技術基盤の一部には、その他の航空機の開発・生産により維持されるものもあることを踏まえ、自衛隊機の開発時に培われた技術の民間転用などの施策を検討・推進する。

## イ 将来戦闘機のコzept

10(同22)年8月、F-2戦闘機後継の取得を検討する所要の時期に開発を選択肢として考慮できるよう、将来戦闘機のコzeptと必要な検討事項などについて、「将来の戦

闘機に関する研究開発ビジョン」<sup>3</sup>として整理し、公表した。また、防衛航空機産業との間で進むべき方向性についての認識を共有することが重要であることから、「将来戦闘機官民合同研究会」を立ち上げ、わが国の防衛航空機産業との間で定期的に意見交換を行っているところである。

## ウ 航空機の民間転用

防衛生産・技術基盤の維持・強化だけでなく、自衛隊機などの調達価格の低減も期待できる防衛省開発航空機の民間転用についても、関係省庁とも連携・協力した検討を進めており、10(同22)年8月に民間転用の具体的な制度設計に向けて、民間転用を実施する企業による国への利用料の支払のあり方や防衛省が保有する技術資料の開示・使用などに関する指針をとりまとめた<sup>4</sup>。その後、11(同23)年に民間転用を希望する企業の申請への受け皿となる制度を防衛省内に設計<sup>5</sup>するなど、防衛省として民間転用の実施に向けて取り組んでいる。

<sup>3</sup> 「将来の戦闘機に関する研究開発ビジョン」の概要は、<<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2010/08/25a.html>>を参照

<sup>4</sup> 「防衛省開発航空機の民間転用に関する検討会」のとりまとめについては、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/kaihatsukokuki/houkoku/houkoku.html>>を参照

<sup>5</sup> 11(平成23)年8月には、本制度に基づき企業から提出された申請を初めて承認した。<[http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/kaihatsukokuki/sonota/kaiji\\_201108.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/kaihatsukokuki/sonota/kaiji_201108.html)>を参照

## 2 装備品などの取得について

### 1 装備品などの取得をめぐる現状

防衛上の所要に対応した装備品などを適切かつ効率的に取得することは、わが国の防衛力整備にとってきわめて重要である。防衛省は、これまで、03(平成15)年9月に開催された「総合取得改革推進委員会」などにおいて、昨今の厳しい財政事情や装備品などの高性能化にともなう高価格化といった環境の変化から、装備品などの調達・補給の効率化・合理化などの必要な施策の検討・実施に取り組んできた。

また、税金の使途について国民に対する十分な説明責任を果たす上で、装備品などの取得の公正性・透明性を確保しつつ、調達に伴うリスクやコストを抑制し、優れた装備品などを取得できる有効な施策を講じてきた。

たとえば、装備品の取得に際して、一時的な価格低減のみを目的とした施策ではなく、取得後の運用に必要な要素も考慮に入れた装備品のライフサイクル全般を見据えた取得や契約に関する制度の見直しなど新たな発想を取り入れた取得改革を引き続き推進している。

### 2 装備品などの取得にかかる取組

07(同19)年、軍事科学技術の動向、統合運用の推進や部隊ニーズに的確に対応した装備品などを効果的かつ効率的に取得する必要性から、「総合取得改革」を加速すべく、防衛大臣指示による「総合取得改革推進プロジェクトチーム」が設置された。これまで、次に示す様々な検討を行い、現在も「防衛力の実効性の向上のための構造改革の検討」の枠組と連携して、検討を行っている。

#### (1) ライフサイクルコスト<sup>1</sup>管理の強化

主要装備品は、調達された後も、長期にわたり運用されることから、装備品の構想、開発、量産、運用(維持・修理・改修を含む)、廃棄に至るライフサイクルを通じた効率的・合理的な管理を進めていくことがきわめて重要である。装備品のライフサイクルを通じたコストを適切に管理することは、開発や量産への着手といった結節点における

費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、効果的かつ効率的な装備品などの取得に寄与するものである。

防衛省では、08(同20)年3月からライフサイクルコスト管理の試行を開始し、10(同22)年4月からは、それまでの試行作業の成果を踏まえ、コスト算定作業、コスト管理を行うとともに、機種選定・取得形態のコスト比較、性能とコストのトレード・オフ・スタディ、コスト抑制の施策の検討などを旨としたライフサイクルコスト管理の活用を推進している。

#### (2) インセンティブ契約制度の拡充

防衛省が締結する契約においては、契約の履行に基づく実績額の監査を行った後に、支払代金を確定する契約方法をとることがある。この場合、企業の契約履行過程における効率化努力によりコストダウンを達成しても、当初契約額からコストダウン分を減額して契約変更を行うため、コストダウンの成果が企業側に還元されない。さらに、次回契約以降の契約額、利益額の減少につながることから、企業側にコストダウンに取り組む意欲が生じにくく、かつ費用超過となっても契約額は増額されないことから企業の不満も多い。

インセンティブ契約制度は、契約した装備品について、契約相手方である民間企業の努力により生じたコストダウン分を、防衛省側と企業側で一定の割合でシェアすることによって、企業に対して、利益の増加を動機づけとして積極的なコストダウン活動を促し、装備品のコストダウンを図ろうとするものである。企業のコストダウン活動は、生産性の向上、低コスト体質の強化・促進にも資するものであり、ひいては防衛生産・技術基盤の強化にもつながるものと考えられる。

防衛省では、99(同11)年に減価提案制度を導入、08(同20)年にインセンティブ契約制度を全般的に見直し、その対象を企業のコストダウン活動全般に拡大し、企業提案に対して審査手続の面から改善を図るなど、実効性を高めるための新たな制度を施行し、12(同24)年1月までに4件を採用している。

<sup>1</sup> 装備品の構想、開発、量産、運用(維持・修理・改修を含む)、廃棄に至るライフサイクル全体に要するコスト

### (3) コスト抑制のための努力

装備品の研究開発、調達、維持管理にかかる経費の抑制のために、複数年度に分けて調達する予定の装備品などの単年度での短期集中調達、二以上の自衛隊の装備品などの一括調達、開発に際しての仕様の一部共用化・共通化、民生品の活用の促進、民間委託、維持・整備コストの効率化などといった手法の活用に努めている。平成19年度から、こうした取組の実績をまとめ、平成18年度と比較した削減実績をとりまとめて公表している(図表Ⅲ-4-2-1参照)。さらには、平成24年度には新たな取組として、海上保安庁と艦船需品の一括調達を行い、コスト抑制に努めることとしている。

図表 Ⅲ-4-2-1 コスト縮減状況

年度	コスト縮減額 (注1)	コスト縮減率 (注2)
平成19年度	約1,700億円	約8.8%
平成20年度	約1,600億円	約8.3%
平成21年度	約2,800億円	約13.9%
平成22年度	約1,400億円	約7.8%
平成23年度	約1,210億円	約6.7%

(注1) コスト縮減額＝当初所要(効率化施策を行う前の理論値)－実際の積算額

(注2) コスト縮減率＝コスト縮減額÷(装備品関連経費＋コスト縮減額)



平成24年度予算では、F-15近代化機用レーダー部品の集中調達を行いコストの抑制を図っている。

### (4) 公正性・透明性の向上のための取組

防衛省では、装備品などの取得にかかわる公正性・透明

性の向上を目指し、契約の適正化のための措置やチェック機能の強化などといった観点から、これまで様々な施策を講じてきた。

昨今では、政府全体の公共調達の適正化の一環として、防衛省においても、総合評価落札方式<sup>2</sup>の導入拡大、複数年度契約の拡大、入札手続の効率化、随意契約の見直しなどに取り組んでいる。こうした施策とあわせて、06(同18)年7月、装備品の調達を行っている装備本部<sup>3</sup>(当時)監査担当副本部長を、内部部局には監査課を設置し、チェック機能の強化に努めている。

また、08(同20)年には、(株)山田洋行による海外製造企業の見積書を改ざんして防衛省に過大請求した事案などを踏まえ、一般輸入調達問題への対応として、一般輸入調達の際に特約条項を新設、輸入調達調査の導入、在米輸入調達専門官の増員などの措置を講じた。

さらに、防衛省は、平成20年度防衛監察において判明した、航空自衛隊第1補給処によるオフィス家具などの事務用品の調達における不自然な入札状況を、09(同21)年5月、談合情報対応マニュアルに基づいて公正取引委員会に通知した。同年6月、公正取引委員会によって、事業者および航空自衛隊へ立ち入り調査が行われ、10(同22)年3月、関係事業者に対して独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令が発出されたほか、防衛大臣に対しては改善措置要求などが行われた。

こうした事態を受けて防衛省では、「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を開催し、事案の調査および必要な措置の検討を行った結果、同年12月、関係者計50名について懲戒処分などを行った。また、同様の事象の再発防止を図るべく、航空自衛隊の補給・整備組織の見直し、オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化、予算執行のチェック機能の強化などの改善措置をとることとした。

### (5) 中央調達と地方調達の見直し

防衛省では、装備施設本部において主に艦艇、航空機、武器、車両などの主要な装備品や各部隊で共通的に使用するものを調達(以下、中央調達)し、各自衛隊やその他の機関において主に部隊などの任務遂行に密着したものを中心

2 技術的要素などの評価を行うことが重要であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

3 装備本部は、07(平成19)年9月に装備施設本部に改編

に調達(以下、地方調達)している。

中央調達と地方調達は、その性格から取り扱う品目や手続に相違があるが、その見直しの一環として、調達手続の透明性の一層の向上のため、08(同20)年7月から、地方調達の高額な随意契約(中央調達と同じ基準である1.5億円以上)を防衛大臣承認事項とした。

また、中央・地方調達データを一元的に管理するために、平成22年度末からクラウドコンピューティングを活用し、まとめ買いの検討など様々な用途に利用することとした。

### (6) 装備品取得の更なる効率化を目指した検討

10(同22)年9月にとりまとめた装備品取得の更なる効率化を目指した検討の方向性については、次のとおりである。

#### ア IPT(Integrated Project Team)方式による 装備品の取得<sup>4</sup>

装備品の構想段階からメンテナンス、教育訓練、能力向上なども見すえた装備品取得を検討するために、関係部署を集結し構成する「統合プロジェクトチーム」(IPT)方式による取得手法の拡大・推進が必要である。また、将来的には企業も参画した長期的な官民パートナーシップの構築が必要である。

#### イ コスト管理体制

装備品の運用にかかるコストを含めた費用対効果の最大化のため、装備品のライフサイクルコストを的確に把握する管理体制の充実が必要である。

#### ウ PBL(Performance Based Logistics)の導入

可動率や安全性といった装備品のパフォーマンスの達成に対して対価を支払うPBLの導入可能性を検討し、装備品の品質を維持・向上させつつ長期的なコスト低減を図る必要がある。

このため、11(同23)年7月、防衛省におけるPBLの定義を定め、PBLの導入方法の可視化や検討を行うにあたり解

決すべき論点などを示した「防衛省PBL導入ガイドライン」を策定し公表した。

なお、PBLの円滑な導入を図るため、平成24年度から陸自が保有する特別輸送ヘリコプター(EC-225LP)をパイロット・モデルとして対象に、機体部品の取得、修理などに関して包括的な契約を締結する予定である。



PBLの円滑な導入を図るため、機体部品の取得、修理などに関して包括的な契約を締結する予定の陸自特別輸送ヘリコプター(EC-225LP)

#### エ 調達手法の改善

調達過程における人的・時間的コストなどの効率化を図れるような調達手法の改善(一例として、数年にわたって調達する数量を1つの契約にまとめて調達する方式)が必要である。

### 3 装備品などの調達にかかる契約に関する 制度の検討

#### (1) 検討の経緯

装備品などの調達を巡る環境が一段と厳しさを増してきている状況に対応するため、防衛省では、新たな発想も取り入れ、更に強力に取得改革を推進していく必要性が高まってきている。

このような背景のもと、防衛省は、幅広い観点から、新たな施策を打ち出すため、10(同22)年に「契約制度研究会」<sup>5</sup>を開催した。

本研究会では、装備品調達に関連する契約などについて、国側から見た調達コストの抑制にとどまらず、短期

<sup>4</sup> 一例として、航空自衛隊の次期戦闘機(F-X)の選定にあたっては、防衛省内の複数の関係部局の関係者を集めてIPTを設置し、選定の評価作業など、機種選定に関する作業全般に関与したほか、陸自の新多用途ヘリコプターやFH-70(けん引式りゅう弾砲)の後継装備、海自の護衛艦を対象としたIPTを設置し、組織横断的な検討を行っている。

<sup>5</sup> 「契約制度研究会」の概要については、<[http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/keiyaku\\_seido/gaiyo.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/keiyaku_seido/gaiyo.html)>参照

的・中長期的視点も踏まえ、企業が防衛事業に取り組むメリットの向上や、効率化の努力を行った者が報われる「Win-Win」の関係の構築などに留意しながら、様々な課題について検討を行い、10(同22)年8月に第1回中間報告書を、11(同23)年4月に第2回中間報告書をそれぞれとりまとめた。

## (2)防衛装備品にかかる契約に関する制度の改善 方策

### ア 「超過利益返納条項」の改善

「超過利益返納条項」とは、契約履行後に企業に超過利益が生じた場合に、国にその超過利益を返すことを規定した契約条項である。これは、装備品の原価の内容について予測が困難な部分が多い場合に一般競争契約も含めて適用されており、市場性の乏しい防衛装備品の調達に特徴的な契約条項である。

この条項は、国にとっては契約相手方に対する超過利益の防止だけではなく、契約履行後の監査によりコスト情報が収集できるなどのメリットがあり、企業にも、原価を国から容認されることになるため、将来の同種契約の価格の基礎となるなどのメリットもある。

一方、本条項を付した契約については、企業努力によるコスト低減など超過利益が発生した場合には返金の対象となるため、企業のコストダウン・インセンティブが働きにくい。さらに、実質的な競争性が認められる複数者による入札案件に対して超過利益返納条項を付すことの妥当性については、慎重な評価が必要である。

このため、防衛省では、12(同24)年3月、実質的な競争性が確保されている競争契約の場合には、本条項を付さないこととする見直しを行ったところであり、現在、引き続き、防衛省における装備品の予定価格算定について、コスト確認手法のあり方、コスト情報のデータベース化の推進、およびコスト管理能力の向上などについて検討を進めている。

### イ コストダウン・インセンティブを引き出す契約制度への改善

防衛省は、企業のコストダウン・インセンティブを引き

出すため、これまでもインセンティブ契約制度の運用をはじめ様々な取組を行ってきた。しかしながら、このインセンティブ契約は、99(同11)年の導入以降、わずか4件の採用にとどまっている。さらに公共調達の適正化にともない、供給者が事実上1者と考えられる装備品の調達にも、公募など競争性を持った手続を毎回行うこととされているが、結果的にはその多くが1者応募であり、手続きが事実上形骸化している。

このため、防衛省では、12(同24)年4月に「作業効率化促進制度」<sup>6</sup>を改善したところであり、現在は、現行のインセンティブ契約制度の条件の緩和のほか、中長期的課題として、集中調達を拡大することや、公募制度を見直し、供給者が事実上1者であることが明白な案件について、公募手続を経ない随意契約とすることによりコスト削減を促すことなども視野に検討を行っている。

### ウ PFI(Private Finance Initiative)推進法<sup>7</sup>などを積極的に活用した複数年度契約と更なる調達コストの低減

コストダウンを図るためには、本来、一定程度まとまった長期の契約が不可欠である。しかし、国庫債務負担行為の上限は5年であり、企業にとっては、このような短期間



防衛省では、PFI方式を活用してXバンド衛星通信の整備・運営事業を推進するための検討を行っている。(写真はスーパーバードB2号【スカパーJSAT提供】)

6 契約相手方の作業の実施効率を向上させるよう、防衛省がコンサルタント会社も活用して、作業の実態調査・分析を行い、作業効率化のための余地を官民共同で探求する制度

7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

での契約のために投資を行うことは事業によっては採算が合わないため、コスト削減につながり得る投資を控えたり、さらにはリスク回避の観点から受注しないことも考えられる。

このため、PFI推進法や公共サービス改革法<sup>8</sup>などを積極的に活用してより長期の複数年度契約を実現することにより、投資額の平準化による予算の計画的取得および執行を実現するとともに、受注者側のリスク軽減、新規参入の促進などを通じた装備品調達コストの低減などのメリットを引き出すことが期待される。このような観点から、防衛省では、衛星の製造から設計寿命までの19年に渡るXバンド衛星通信の整備・運営事業について、11(同23)年に改正されたPFI推進法<sup>9</sup>を積極的に活用<sup>10</sup>している。また、PBL契約においては、国庫債務負担行為の上限である5年間を超える契約が必要な場合は、最長10年間の長期契約が可能な公共サービス改革法などの活用を検討する。ただし、契約期間が長期にわたることは、技術革新による非効率率や財政の硬直化を招くリスクがあることに十分配慮する必要がある。なお、PBL契約は、パフォーマンスの達成に応じて対価を支払う契約方式であるため、契約の方法、予

定価格の算定方式などに関し、検討を行う必要がある。

#### 4 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

先端装備品の分野では高性能化・高価格化が進んでいるため、その開発・生産においては、同盟国・友好国が持つ高い技術を活用しつつ開発・生産コストを抑制する国際共同開発・生産への参加が主流となっている<sup>11</sup>。22大綱において、このような防衛装備品を取り巻く大きな変化に対応するための方策について検討するとされたことを踏まえ、11(同23)年12月27日、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話が公表された。この基準により、厳格な管理を前提に、米国に加え、わが国との安全保障面での協力関係のある国との共同開発・生産が行えるようになった。これにより、①先端装備品の調達を容易にするとともに、②開発費用の抑制と生産数量の増大による生産単価の低下が期待され、③防衛生産・技術基盤の維持・高度化を通じて動的防衛力の構築を一層支えることにつながるなどのメリットが考えられる。

### 3 技術研究本部での研究開発

技術研究本部では、部隊運用上の要求を見据えつつ、最新の科学技術を取り込んだ研究開発を行うため、新たな手法を取り入れている<sup>1</sup>。平成21年度から「運用実証型研究」として、部隊と各隊員間をネットワークにより情報共有できる、隊員の個人装備の研究試作を行っている。このシステム技術の研究にあたり、操作性の向上や軽量化などに関する使用者の意見を反映するため、部隊の協力や部隊実験<sup>2</sup>における成果の活用により実運用を想定した各種評価データを取得することとしている。

また、統合運用の観点から、戦力のネットワーク化による組織戦闘の実現を図るため、戦闘機搭載用の高機能デジタルデータリンクシステムの開発を行っている。

装備品のライフサイクルを通じた性能、スケジュール、コストの最適化を図る観点からは、構想・研究および開発段階において、性能・コストなどの面での複数の提案の比較・分析を徹底するとともに、そのツールとして、艦艇初期検討評価技術、統合防空システムシミュレーションなど「モデリング・アンド・シミュレーション」の研究を行って

2-8 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

9 11(平成23)年6月にPFI推進法が改正され、対象施設としてあらたに賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等が追加された。

10 防衛省では、民間企業の資金、経営能力および技術的知見を活用し、設計から廃棄までを一括契約で行うPFI方式を活用してXバンド衛星通信の整備・運営事業を推進するため、11(平成23)年5月、Xバンド衛星通信整備事業推進グループを設置し、以後、同グループを中心に検討を行っている。

11 一例として、わが国が次期戦闘機として機種選定を行ったF-35は、米国・英国・オランダ・イタリアなど9か国が参加し、共同開発を行っている。

3-1 ①装備品の原型の試作などを行い、それを運用者と見込まれる各自衛隊の評価に供し、じ後の研究開発や調達などに反映していく「運用実証型研究」の導入、②開発着手時に最終的に達成すべき要求性能を設定せず、着手後においても、要求性能の精度を高めたり、最新の軍事科学技術を取り入れたりすることを可能とする「進化的開発」の導入

2 「情報の優越に基づく新たな戦い方」の具体化や指揮統制・通信装備などの効率的な整備を目的として、陸自が特定の部隊をもって行う実験

いる。さらに、装備品の量産単価の上昇を招かないように、開発時から技術研究本部と装備施設本部が、コストの見積もりについて連携を図る仕組みを、ライフサイクル管理の一部として行っている。

技術研究本部は、国内諸機関との技術交流として、宇宙航空研究開発機構や大学などとの間で技術情報の交換などを行っている。今後は、国内外の技術動向の調査をさらに強化し、国内の機関、民間企業などが保有する技術を将来の装備品の研究開発へ活用することを一層推進する。ま

た、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話を踏まえ、わが国と安全保障面での協力関係がある国との技術交流の推進を図る。このほか、東日本大震災の教訓も反映しつつ新除染セットの技術開発や無人機などの技術研究に取り組むとともに、情報通信技術やサイバー攻撃対処技術といった、民生分野で科学技術の進展が著しい各種の技術革新の成果を踏まえた装備品の技術研究開発の推進を図る。



## コラム

VOICE

解説

Q&amp;A

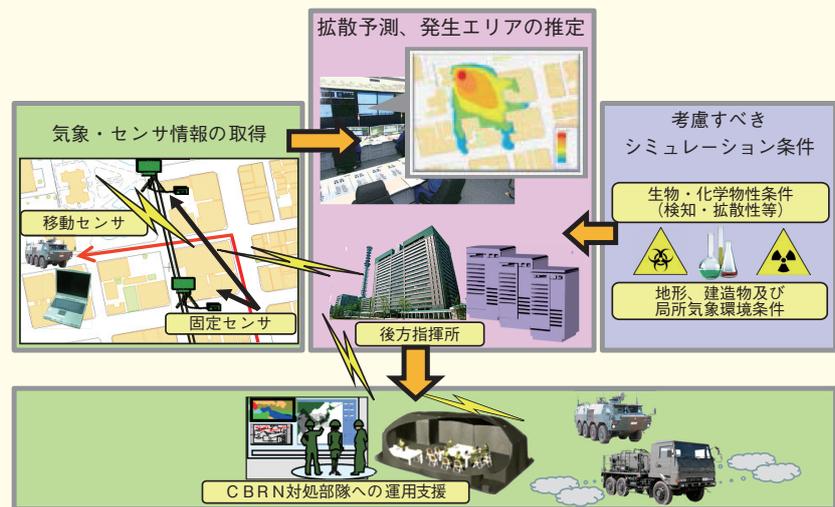
### 新規研究開発 - CBRN脅威評価システム技術について -

CBRN※脅威評価システム技術の研究では、化学、生物、放射線および核(CBRN)汚染の脅威に対処するため、各種検知器材などから得られたデータを元に、CBRN有害物質の大気拡散を予測・評価だけでなく、発生エリア推定まで可能なシステムについて研究を行う。

CBRNの脅威は、対象地域の地形、都市構造物および風向・風速条件などによる影響を受けることから、これらの条件を反映させた大気拡散予測を高精度で行い、眼に見えない脅威を可視化することで、隊員などの安全確保に貢献することができる。

また、防衛省・自衛隊が直面する汚染源が不明な事態を想定し、防衛省・自衛隊が保有する移動センサや固定センサの検知器材などから得られる実測定データを拡散予測計算に取り入れた動的補正技術や発生エリアの推定技術を確立することを目指す。民間には、環境影響評価および防災評価などを目的とした拡散予測システムが数多く存在するが、発生エリアの推定技術などを備えた民間システムは存在しないため、平成24年度～31年度までの間、技術研究本部で研究を行う予定である。

※Chemical Biological Radiological Nuclear



CBRN脅威評価システム技術の運用構想図